

小樽港 港町ふ頭

土地分譲及び賃貸のご案内

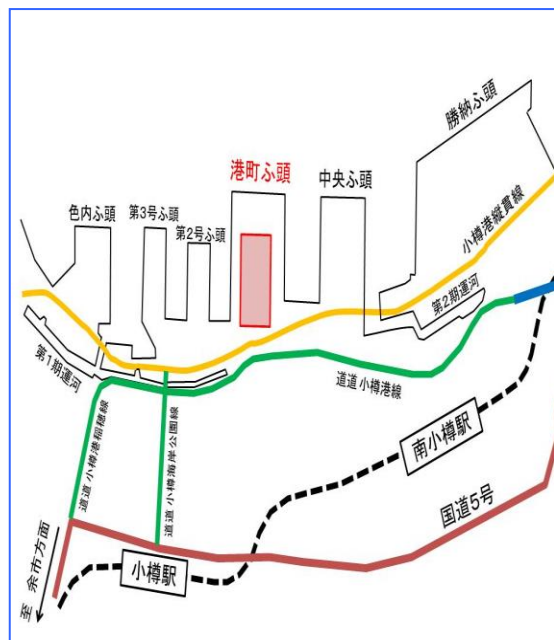
小樽港は、三方を山地に囲まれ、港内静穏度が高い北海道屈指の流通拠点港で、札幌市を中心とする経済圏に位置し、北海道内はもとより、国内物流や中国・ロシアなどの対岸諸国との交易に、非常に便利な港です。

小樽港の中央に位置する「港町ふ頭」は、水深13mの岸壁を有する大型ふ頭で、中国と結ぶ定期コンテナ航路などに利用されている最新ふ頭です。

この「港町ふ頭」の土地分譲及び賃貸についてご案内します。

区画図

位置図



小樽市産業港湾部 港湾室
 〒047-0007
 小樽市港町4番2号
 電話 0134-23-1107
 FAX 0134-23-1109
 E-mail kowan@city.otaru.lg.jp

区画 番号	地 番	面積 (㎡)	分譲単価 (円/㎡)	分譲価格 (円)	賃貸価格 (円/㎡/月)
A	港町78番4	1,700.35	12,200	20,744,270	90
B	港町181番2	4,943.35	—	—	※長期貸付け中

○分譲対象業種は、『小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例』に定める『商港区』の施設として許可する業種に限ります。

○分譲契約締結日から起算し、2年以内に操業を開始することが契約の条件です。なお、建設工事等の都合により、操業開始が2年を超える場合は、ご相談ください。

【賃貸について】

(1) 短期貸付け（更地での使用）

○面積500㎡以上、100㎡単位で賃貸します。

○賃貸期間は、1月単位で、契約期間は年度ごとで一旦区切らせていただきます。

○また、契約期間中でありましても、公共使用や土地購入希望者などがあったときに、契約を解除する場合があります。

○なお、賃貸箇所は、市の指定箇所となります。

対 象 者	用 途
港湾運送事業者、港湾に携わる倉庫事業者、道路運送事業者、これらの関連業者、公共事業請負業者	フェリー関連シャーシ置場、港湾貨物置場、工事資材ヤード など

(2) 長期貸付け（建物敷地としての使用）

○貸付対象業種は、『小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例』に定める『商港区』の施設として許可する業種に限ります。

○1区画又は2分割した面積を賃貸し、契約期間は、10年以上50年未満です。

○保証金は、賃貸価格の6か月分をいただきます。

○また、賃貸契約締結日から起算し、2年以内に操業を開始することが契約の条件です。なお、建設工事等の都合により操業開始が2年を超える場合はご相談ください。

○賃貸契約は、公正証書によりますが、費用は借受者の負担となります。

○賃貸を希望される方の貸借対照表などによる書類選考の上、賃貸の可否を決定します。